

香芝市告示第108号

香芝市健康づくり推進協議会要綱を次のように定める。

令和6年9月9日

香芝市長 三橋和史

香芝市健康づくり推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市健康づくり推進協議会の設置、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民一人一人が、自分の健康は自分で守るという自覚と認識を持つことを基本として、地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を推進するため、香芝市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の健康課題に関する情報交換
- (2) 「健康かしば21」に基づく事業の推進
- (3) 地域特性を生かした健康づくりにおけるネットワーク事業の推進
- (4) その他健康づくりを推進するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 香芝市自治連合会長
- (2) 香芝市体育協会会長
- (3) 香芝市民生・児童委員連合会長
- (4) 香芝市ふたかみクラブ連合会長
- (5) 食のサポーターかしば代表
- (6) 香芝市健康運動普及推進員協議会長
- (7) 香芝市医師会長
- (8) 香芝市歯科医師会長
- (9) 香芝市薬剤師会長
- (10) 香芝カロリーズ代表
- (11) 奈良県中和保健所長
- (12) 香芝市保健・養護教育研究会長
- (13) 香芝市商工会長
- (14) 香芝市教育委員会事務局教育部長
- (15) 香芝市福祉部長

(16) 香芝市健康部長

(役員)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、香芝市自治連合会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康づくり推進協議会に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。